

## 千葉県立君津亀山青少年自然の家指定管理者（候補者）の選定結果について

### 1 選定結果

#### 概要

<p>指定管理者 候補者</p>	<p>千葉自然学校グループ 代表者 千葉市中央区富士見二丁目3番1号塚本大千葉ビル7階 特定非営利活動法人千葉自然学校 構成者 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー</p>
<p>予定指定期間</p>	<p>令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）</p>
<p>提案の概要</p>	<p><b>【必須項目】</b> 1. 管理運営業務に関する基本方針について (1) 管理の方針について ア. 施設の設置目的を念頭に置き、生きる力の醸成を重視し、広い視野と長期的な展望に立ち、多様な利用者、利用形態に対応できる施設づくりを進める。 イ. 利用者の目的達成を支援し、量（利用促進）と質（体験の効果）双方から体験活動の発展を目指し、安全・安心を第一に考えた運営を行う。 (2) 県民の平等な利用を図るための具体的な手法や基本的な考え方について ア. 公の施設であることを念頭に置き、利用や主催事業の申込みにおける公平性やアンケートによる意見や要望に対する透明性を確保する。 イ. 心のバリアフリーを目指すとともに、障害のある人の生涯を通じた多様な学習の推進を図る。 2. 個人情報の保護について 「個人情報の適正な取り扱いに関する指針」を制定し、職員研修や「プライバシーマーク」の認定により、適切な個人情報の取り扱いを実現する。</p> <p><b>【一般項目】</b> 1. 施設の効用を発揮させる取組について (1) 利用者の増加を図る取組について ア. 複数のメディアを組み合わせた情報の発信や新規利用団体の誘致により、利用者の増加を図る。 イ. 「森」を活かした施設として自然体験活動を充実させることや、閑散期利用の促進、訪問型の体験活動の提供により、利用拡大につなげる。 ウ. 南房総市大房岬自然の家や鴨川青少年自然の家とのネットワーク化により、森、川、海など多様なフィールドを一つにつなげる事業を実施する (2) サービスの向上を図る具体的な手法等について ア. 職員による自己評価と利用者アンケートや運営委員会などの外部評価を実施し、改善点を導き出し、以後の運営・事業開発に役立てる。 イ. 「あたたかみのある接遇」「おもてなしの精神」により、職員全員のホスピタリティ向上支援に努める。 ウ. 地元の食材を使用することで、地域の産業への理解を深めると同時に地域活性化にも寄与した食堂運営を目指す。 エ. 主催事業の対象は青少年のみならず、乳幼児から高齢者まですべての年代に対応した総合的な施設への転換を図る。 オ. 宿泊施設と合わせたキャンプ場の利用や森林を活かしたプログラム開発をはじめ、地域の活性化に寄与する生涯学習拠点として、地域の関係団体と連携して取り組む。 (3) 施設の維持管理の取組、適格性について ア. 「総合的なマネジメント力」を発揮し、保守点検・清掃・衛生管理等の業務を的確・スムーズに行い、利用者に安全・安心を提供するとともに、ホスピタリティあふれた快適な施設空間を提供する。</p>

<p style="text-align: center;"><b>提案の概要</b></p>	<p>イ. 施設の特性を踏まえた日常管理を実施し、現地スタッフによる小修繕や施設の特性に合わせた清掃の実施により、維持管理の効率化や経費縮減を図る。</p> <p>(4) 管理経費について</p> <p>ア. 軽微な修繕や備品の交換に関する費用が増加することを予測し、現在よりも備品費・修繕費に余裕をもった運営を行う。</p> <p>2. 安定的な管理を行うための体制等について</p> <p>(1) 収支計画について</p> <p>ア. 過去 12 年間の管理運営に伴う実績に基づき、収支計画を作成し、事業計画との整合性を図っている。</p> <p>(2) 安定的な運営が可能となる組織体制について</p> <p>ア. 労働基準法及び関係法令を遵守し、適正な人数の職員を配置する。</p> <p>イ. 実務経験と専門能力を備えた人材や幅広い年齢層の人材の確保に努める。</p> <p>ウ. 豊富な専門知識と資格を持つ人材の育成のために、全スタッフを対象とした研修の実施と各種研究の奨励を行う。</p> <p>(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤について</p> <p>ア. 各金融機関とは長年に渡って取引を続けており、緊密に連絡を取り合うなど相談できる信頼関係を構築している。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 地域への貢献度について</p> <p>ア. 自然環境や歴史・文化的な資源に加えて、地域人材など人的資源を活用した体験活動プログラムを提供することで、乳幼児から高齢者まで集える拠点づくりを目指す。</p> <p>(2) 運営に対する意欲について</p> <p>ア. 自然と触れ合える「魅力ある総合的な体験の場」の提供や、千葉を代表する魅力的な自然を生かした施設への再構築を図る。</p> <p>イ. 安心して利用できる「青少年の健全育成」の場の提供や、公共施設であり県民の財産である本施設の資産価値の維持・向上に向けて貢献する。</p> <p>(3) 危機管理体制について</p> <p>ア. 利用者が安心して利用できるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件、災害等を未然に防止する体制を整える。</p> <p>イ. 防犯・防災等の危機管理体制を万全にし、危機発生時には利用者の安全確保を最優先に対応する。</p> <p>ウ. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドラインを作成し、それに基づいた対応を行う。また、最新の予防に係る専門家の知見、国による新たな基準の公表や変更等を踏まえて、必要に応じて見直しを図る。</p>
<p style="text-align: center;"><b>選定理由</b></p>	<p>千葉自然学校グループは、県民の平等な利用の確保、個人情報保護の取組、サービスの向上、管理経費、団体の安定性、体験活動等の充実などからなる審査項目において、いずれも標準以上であるとの評価が得られたことから、指定管理者候補者として適当である。</p>
<p style="text-align: center;"><b>応募者数</b></p>	<p>1 団体</p>

## 2 評価点数

### (1) 必須項目の審査

審査内容	配点	千葉自然学校グループ 選定
施設の設置目的を理解しているか。	3	2. 4
教育委員会が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	3	2. 2
経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	2
事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	2
社会的弱者へ配慮されているか。	3	2. 2
個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	1. 8
必須項目小計	18	12. 6

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格

### (2) 一般項目の審査

審査内容	配点	千葉自然学校グループ 選定
年間の広報計画の内容は適切か。	3	1. 8
利用者増加への取組内容は適切か。 千葉県魅力的な自然（森）を生かしたプログラムの開発・提供が提案されているか。	5	4. 4
地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	3	2. 2
県内市町村青少年教育施設とのネットワーク化に資する事業等の考え方が適切であるか。	3	2
サービス向上のための取組内容は適切か。	3	2
募集事項に示した内容への提案は適切か。	3	2
主催事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。	3	2. 2
全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか。	3	1. 8
求めている内容が事業計画書で提案されているか。	3	2. 2
施設管理、安全管理は適切か。	5	3. 4
維持管理は効率的に計画されているか。	3	2. 2
教育委員会が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	25	25
収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。	3	1. 8
収支計画の実現可能性はあるか。	3	1. 6
販売費及び一般管理費の額は適正か。	3	1. 8
人員配置等管理運営体制は適切か。	3	2. 4
職員採用、確保の方策は適切か。	3	2. 2
職員の指導育成、研修体制は十分か。	3	1. 8
団体の財務状況は健全か。	3	2
金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	3	2. 2
実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	3	2. 2
地域への貢献度はどうか。	3	2

審査内容	配点	千葉自然学校グループ 選定
運営に対する意欲はどうか。	3	2. 2
危機管理体制は十分か。施設の特性に応じた具体的な感染症（コロナウイルスを含む）防止対策はどうか。	5	3. 6
一般項目小計	100	77
合計（必須項目＋一般項目）	118	89. 6

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

なお、重点項目については、「2点」を標準とし、優れたものについては特に加点、劣っているものについては特に減点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた

審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### (3)グループ応募に係る団体審査

審査内容	配点	千葉自然学校 グループ
グループの設立の経緯は明らかになっているか。	10	8. 5
グループ応募する必要性・理由は妥当なものか。	10	8. 8
構成団体の役割分担・責任分担は明らかになっているか。	10	8. 65
構成団体の人員配置は妥当であるか。	10	7. 95
各団体の経費配分は妥当であるか。	10	7. 9
合計	50	41. 8
審査結果	—	適格

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

### (4)指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	澤川 和宏	千葉県教育委員会教育長
委員	吉野美砂子	千葉県教育庁教育次長
委員	藤谷 誠	千葉県教育庁企画管理部長
委員	中村 敏行	千葉県教育庁教育振興部長
委員	望月 賢二	千葉県教育庁学校危機管理監
委員	長谷川 聡	千葉県教育庁企画管理部次長
委員	萬谷 至康	千葉県教育庁教育振興部次長
委員	浅尾 智康	千葉県教育庁企画管理部教育総務課長
委員	中西 健	千葉県教育庁企画管理部教育政策課長
委員	榊田 善啓	千葉県教育庁企画管理部財務課長
委員	西原 正男	千葉県教育庁企画管理部教育施設課長
委員	梅島 好美	千葉県教育庁企画管理部福利課長
委員	大森けい子	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長
委員	佐藤 晴光	千葉県教育庁教育振興部学習指導課長
委員	山下秋一郎	千葉県教育庁教育振興部児童生徒課長
委員	青木 隆一	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長
委員	酒井 昌史	千葉県教育庁教育振興部教職員課長
委員	日根野達也	千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
委員	田中 文昭	千葉県教育庁教育振興部文化財課長
委員	伊藤 政利	千葉県教育庁教育振興部体育課長

### (5) 選定審査にあたり意見聴取した外部有識者等

氏名	役職等
高野だいわ	市原看護専門学校 非常勤講師 千葉市青葉看護専門学校 非常勤講師
中丸 信吾	日本女子体育大学体育学部講師
常世田敏彦	旭市立飯岡小学校 校長
山下すみ江	日本ボーイスカウト千葉県連盟副コミッショナー
石井 孝昌	一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 理事

## 3 審査基準

### (1) 必須項目の審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が 県民の平等な利用を 確保することができる ものであるか。 (指定手続条例第3 条第1号)	施設の設置目的及 び教育委員会が示 した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか。	3	9
		教育委員会が示した管理の方針と事業者が 提案した運営方針が合致するか。	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団 体の経営モラルは適切か。	3	
	平等な利用を図る ための具体的な手 法及び期待される 効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不 当に利用を制限又は優遇するものではない か。 社会的弱者へ配慮されているか。	3	6
3				
個人情報の取扱は適 正か。	個人情報保護の取 組	個人情報保護のための適切な措置がとられ ているか。	3	3
必須項目 小計			18	

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた

審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### (2) 一般項目の審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、 当該公の施設の効用を 最大限に効果的に効率 的に発揮させるもので あるか。 (指定手続条例第3条 第2号)	利用者の増加を図 るための具体的手 法及び期待される 効果	年間の広報計画の内容は適切か。	3	14
		利用者増加への取組内容は適切か。 千葉県の魅力的な自然（「森」）を生かしたプログラ ムの開発・提供が提案されているか。	5	
		地域、関係機関、ボランティア等との連携 が図られているか。	3	
		県内市町村青少年教育施設とのネットワー ク化に資する事業等の考え方が適切である か。	3	
サービスの向上を 図るための具体的 手法及び期待され る効果	サービスの向上を 図るための具体的 手法及び期待され る効果	サービス向上のための取組内容は適切か。	3	12
		募集事項に示した内容への提案は適切か。	3	
		主催事業の提案は、公の施設の設置目的の 達成に資するものとなっているか。	3	
		全体的に施設の設定備・機能を活用した内容 となっているか。	3	

	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか。	3	1 1
		施設管理、安全管理は適切か。	5	
		維持管理は効率的に計画されているか。	3	
	管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	教育委員会が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	2 5	2 5
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか。	3	9
		収支計画の実現可能性はあるか。	3	
		販売費及び一般管理費の額は適正か。	3	
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か。	3	9
		職員採用、確保の方策は適切か。	3	
		職員の指導育成、研修体制は十分か。	3	
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か。	3	6
金融機関、出資者等の支援体制は十分か		3		
類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	3	3	
その他	地域への貢献度	地域への貢献度はどうか。	3	1 1
	運営意欲	運営に対する意欲はどうか。	3	
	危機管理	危機管理体制は十分か。 施設の特性に応じた具体的な感染症（コロナウイルスを含む）防止対策はどうか。	5	
一般項目 小計			1 0 0	
合 計（必須項目＋一般項目）			1 1 8	

※「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。

なお、重点項目については、「2点」を標準とし、優れたものについては特に加点、劣っているものについては特に減点。

標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

### （3）グループ応募に係る団体審査

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。 （指定手続条例第3条第3号）	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか。	1 0
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか。	1 0
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか。	1 0
		構成団体の人員配置は妥当であるか。	1 0
		各団体の経費配分は妥当であるか。	1 0
合 計			5 0

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。